一般社団法人 福岡県損害保険代理業協会 福岡東支部

代協だより

One for all insurance agencies

第31号 2016年8月発行

発行者
福岡東支部 支部長 仲村 浩一
［有限会社七〇九保険企画］

2016年7月13日　福岡県代協　代理店賠責セミナー

５月２９日に【改正保険業法】が施行され、この法律で保険代理店への要求・規制はかつてない程に厳しいものとなりました。保険契約者とのトラブルによって代理店が賠償責任を負うという『もしも』は今まで以上に身近な問題となっています。今年は、まだ代理店賠責保険に加入していない保険代理店にも積極的に声をかけ、代協非会員４０名を含む約１８０名が参加してのセミナーとなりました。初めて受けた方にはもちろん、継続加入している会員にとっても、最近の事例を多く知ることで、身近に起こり得る「もしも」について改めて意識し、考える機会となりました。

講師：黒田 朗氏
エース損害保険株式会社
（本年10月１日より Chubb 損害保険）

「コンプライアンスと代理店の賠償責任」
～消費者に信頼される代理店になるために～

改正保険業法で、保険募集の基本的ルールとして新たに加わったのが「意向把握義務」「情報提供義務」、そして保険募集人に対する「体制整備義務」です。これまでの保険業法では、体制整備の一環として、契約を締結する商品と顧客の意向が合致しているかを確認（意向確認）することなどが求められていましたが、今回の改正により、意向の把握から、提案商品の説明、意向確認までの一連のプロセス（意向把握・確認）が法令上の「意向把握義務」として新たに求められることになりました。これは、単なる「意向把握義務」というよりも、「当初の意向把握を経て、意向に合った保険プランの提案を行い、最終的な意向確認を行う義務」というべきものとも言われています。

意向把握の基本的フロー　①意向の把握 ▶ ②提案・説明 ▶ ③意向と申込内容の合致の確認

「情報提供」は、これまでの監督指針においては「契約概要」「注意喚起情報」として提供することを求められていた他、「その他顧客に参考となるべき情報」の提供が法令上の義務として今回規定されました。保険契約者・被保険者が保険契約の締結または加入の適否を判断するのに必要な情報の提供を行うことが求められています。

募集人に対する「体制整備」では、①重要事項説明、②顧客情報の適正な取扱い、③委託先管理、④比較説明・推奨販売、⑤保険募集人指導事業、その他の健全かつ適切な運営を確保するための体制を構築する必要があると定められています。そのために、代理店において PDCA サイクルを構築する必要があると考えられます。

Plan 社内規則等の策定 ▶ Do 適切な教育・管理・指導 ▶ Check 自己点検等の監査 ▶ Action 改善に向けた体制整備

［事故・相談事例］

- **屋外設備の除外規定**
- **ホールインワンでの現確者**
- **団体契約**
- **みなし通院特約**
- **水上バイク（盗難免責）**
- **車両新価特約**
- **保険金額の設定（火災の新価特約）**
- **代車費用特約**
- **ロードサービス（自走）**
- **車検対象外車種（構内専用車）**
- **地震保険**

など

これらの他に、商品改定や、保険会社の統合による基準の変更などによるトラブルも少なくありません。

代理店賠責の【保険金の準備機能】としての他に、何かトラブルが起こり、どうしたらいいか分からない時の電話での【事故時の相談機能】も利用できます。

2016年6月29日　福岡東支部６月例会

熊本地震 被災代理店が見た現地と保険会社の最新対応状況

今年度第１回目となった６月支部例会のテーマは『地震』です。会場をお借りした損保ジャパン日本興亜からは地震への対応状況について、実際に被災された熊本の代理店からは当時の状況と現状について、住宅診断の専門家からは地震で被害を受けた建物の損害状況の確認について、法律の専門家からは地震被害の損害賠償について、それぞれお話いただきました。「拡大版支部例会」として通常よりも長い時間で開催しましたが、まだまだ聞き足りないほど内容の濃い例会となりました。今後も、こうして例会毎にテーマを設けて企画しますので楽しみにお待ちください。ご参加をお待ちしています。

ホームインスペクターによる「お家の健康診断」

２０１３年に国交省が定めた「既存住宅インスペクションガイドライン」に沿って行われる住宅診断です。熊本地震で被害を受けた建物の診断も手がけ、適切なアドバイスも行います。

地震に強い建物、弱い建物 を見分ける基準は主に、
①耐震基準、 ②建物のかたち、 ③建物のつくり、 ④劣化・施工不良、 ⑤地盤　です。

今年５月に「宅地建物取引業法」の一部を改正する法案が成立し、２年後の施行が開始される見通しです。売主（貸主）としての適切な情報提供、買主（借主）としての情報収集として、今後ますます注目される分野です。

熊本地震の現場から

井上さんは自宅と事務所が被害に合い、車中泊や事務所の環境がままならないまま契約者への対応に奔走。また４月１４日の前震から２ヶ月間の新聞見出し、概要、代協や損保協会の対応、生活関連情報などをまとめ、今後に残す資料とされています。熊本県代協の会長として様々な資料の提供と冷静な状況報告もしていただきました。地震に対する危機意識のまだまだ低い九州に暮らす私たちも、自分自身のこととして今後の備えについて改めて考えました。

損保ジャパン日本興亜／是永支店長

クマホーム／熊本氏

地震被害の損害賠償について

地震被害の賠償として、「工作物が壊れて、第三者に損害を与えたケース」について判例を基に解説。

<S53.6.12 宮城県沖地震>
倒壊したブロック塀の下敷きで死亡した児童の相続人が、塀の所有者に損害賠償を請求したケース。

<H7.1.17 阪神淡路大震災>
崩落したホテルで死亡した宿泊客の相続人がホテル所有者に損害賠償を請求したケース。

<H23.3.11 東日本大震災>
マンションの電気温水器から階下に水漏れし、階下住民が損害賠償を請求したケース。

あいあーる保険（株）／井上氏

アトラス法律事務所／徳永弁護士

福岡県代協ホームページの福岡東支部ページ
http://www.f-daikyo.jp/publics/index/7/0
例会のご案内や報告など、こちらもご覧ください！

福岡東支部の facebook ページ
支部例会の様子など代協活動をリアルタイムでお届けする他に、皆様にお役に立つ情報を随時公開しています。